

看護師たる陸曹及び看護師以外の陸曹たる女性自衛官の採用基準に関する達

昭和 43 年 4 月 24 日
陸上自衛隊達第 21-16 号

改正	昭和 45 年 3 月 10 日達第 122-71 号	昭和 47 年 7 月 1 日達第 21-16-1 号
	昭和 49 年 10 月 1 日達第 21-16-2 号	昭和 55 年 12 月 15 日達第 122-115 号
	昭和 60 年 12 月 21 日達第 122-124 号	平成 6 年 2 月 15 日達第 21-16-3 号
	平成 13 年 3 月 27 日達第 122-168 号	平成 14 年 2 月 27 日達第 122-172 号
	平成 15 年 3 月 25 日達第 122-183 号	平成 21 年 2 月 3 日達第 122-230 号
	平成 24 年 3 月 30 日達第 122-254 号	

婦人自衛官たる陸曹の採用基準に関する達を次のように定める。

陸上幕僚長 陸将 山田 正雄

看護師たる陸曹及び看護師以外の陸曹たる女性自衛官の採用基準に関する達
(趣旨)

第 1 条 この達は、看護師たる陸曹及び看護師以外の陸曹たる女性自衛官の採用の基準を定めるものとする。

(看護師たる陸曹の採用基準)

第 2 条 看護師たる陸曹の採用は、日本国籍を有し、かつ、別表第 1 に掲げる採用区分に応ずる資格を有する者のうちから行うものとする。

(看護師以外の陸曹たる女性自衛官の採用基準)

第 3 条 看護師以外の陸曹たる女性自衛官の採用は、日本国籍を有し、かつ、別表第 2 に掲げる採用区分に応ずる資格を有する者のうちから行うものとする。

2 採用直前において国家公務員であった者を採用する場合には、前項の規定にかかわらず、別表第 3 に掲げる採用基準によることができる。

附 則

1 この達は、昭和 43 年 5 月 1 日から施行する。

2 当分の間、看護師免許取得前の者で看護師採用のための試験に合格したものは、陸士長に採用することができる。

3 看護婦たる陸曹の採用基準に関する達(昭和 39 年陸上自衛隊達第 21-14 号)は、廃止する。

附 則(昭和 45 年 3 月 10 日陸上自衛隊達第 122-71 号)

この達は、昭和 45 年 3 月 10 日から施行する。

附 則(昭和 47 年 7 月 1 日陸上自衛隊達第 21-16-1 号)

この達は、昭和 47 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 49 年 10 月 1 日陸上自衛隊達第 21-16-2 号)

この達は、昭和 49 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 55 年 12 月 15 日陸上自衛隊達第 122-115 号）

この達は、昭和 55 年 12 月 15 日から施行する。

附 則（昭和 60 年 12 月 21 日陸上自衛隊達第 122-124 号）

1 この達は、昭和 60 年 12 月 21 日から施行する。

2 この達施行の際、現に使用している旧様式の内紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附 則（平成 6 年 2 月 15 日陸上自衛隊達第 21-16-3 号）

この達は、平成 6 年 2 月 15 日から施行する。

附 則（平成 13 年 3 月 27 日陸上自衛隊達第 122-168 号）

この達は、平成 13 年 3 月 27 日から施行する。ただし、第 2 条の看護婦を看護婦（士）に改正する規定等は、同年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 2 月 27 日陸上自衛隊達第 122-172 号）

この達は、平成 14 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 25 日陸上自衛隊達第 122-183 号）

この達は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 2 月 3 日陸上自衛隊達第 122-230 号）

この達は、平成 21 年 2 月 3 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日陸上自衛隊達第 122-254 号）

この達は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1

採用区分		陸曹長	1等陸曹	2等陸曹	3等陸曹
資格基準					
甲該当者	看護師としての経験年数	3.5年以上のもの	3年以上 3.5年未満のもの	1年以上 3年未満のもの	1年未満のもの
	年齢	23歳以上 36歳未満のもの	23歳以上 36歳未満のもの	21歳以上 33歳未満のもの	20歳以上 25歳未満のもの
乙該当者	看護師としての経験年数	2.5年以上のもの	2年以上 2.5年未満のもの	2年未満のもの	
	年齢	23歳以上 36歳未満のもの	23歳以上 36歳未満のもの	21歳以上 33歳未満のもの	
備考					
1 この表中甲該当者及び乙該当者とは、次の各号に掲げるものとする。					
(1) 甲該当者とは、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条第4号に該当し看護師免許を取得した者のうち、高等学校を卒業しているもの（ただし、准看護師としての業務経験1年以上のものを除く。）					
(2) 乙該当者とは、甲該当者以外で看護師免許を取得したもの					
2 この表中の経験年数は、次により積算するものとする。					
(1) 積算期間は、看護師国家試験合格日から採用日までとする。					
(2) 保健師学校、助産師学校の卒業者の当該在学期間は、経験年数に算入し、新制看護大学（4年制）の卒業者の経験年数には、1年を加算するものとする。					
(3) 看護師免許取得後の当該業務に従事しない期間及び休務期間は、経験年数から減算するものとする。					
3 この表中の年齢は、採用日の直前の4月1日（採用日が4月1日であるときは、その日）現在において計算するものとする。					

別表第2

採用区分	1等陸曹	2等陸曹	3等陸曹
資格基準			
学歴	短大卒又はこれと同等以上の学歴があると認められる者		
経過年数	8年以上のもの	5年以上8年未満のもの	2年以上5年未満のもの
年齢	35歳未満のもの	30歳未満のもの	27歳未満のもの
備考	<p>1 この表中の学歴は、人事院規則9—8別表第3学歴免許等資格区分表による。</p> <p>2 この表中の経過年数は、卒業（試験合格及び免許取得を含む。）の日から採用日までを計算するものとする。ただし、短大2卒を基準とし、学歴区分に応じて人事院規則9—8別表第5修学年数調整表による調整年数を加減するものとする。</p> <p>3 この表中の年齢は、別表第1備考第2項に準じて計算するものとする。</p>		

別表第3

採用区分	1等陸曹		2等陸曹		3等陸曹	
資格基準						
職務の級	行政職(一)2級(同相当級を含む。)以上である者				行政職(一)1級(同相当級を含む。)である者	
在職年数	行政職(一)1級(同相当級を含む。)に格付け後11年以上のもの	行政職(一)1級(同相当級を含む。)に格付け後8年以上11年未満のもの	行政職(一)1級(同相当級を含む。)に格付け後5年以上8年未満のもの	同上級に在級年数5年以上のもの		
年齢	別表第2に掲げる年齢に同じ。					
備考	1 この表中の職務の級は、採用日の直前のものとする。					
	2 この表中の在職年数は、採用日現在において計算するものとする。					
	3 この表中の職務の級の欄中の「相当級」については別に定める。					